

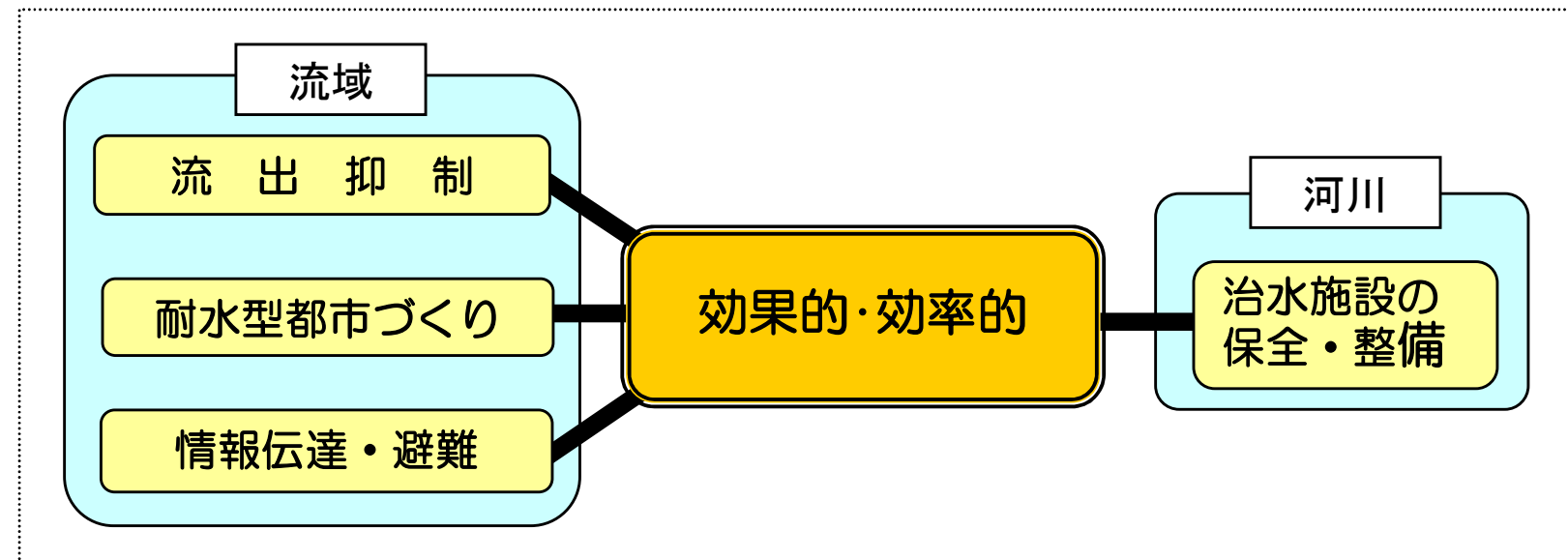
「今後の治水対策の進め方」の進捗状況について

1. 今後の治水対策の進め方について
2. 「逃げる」施策の推進状況について
3. 「防ぐ」施策の進捗状況について
4. 「凌ぐ」施策の推進状況について

今後の治水対策の進め方について

今後の治水対策の進め方について

- n 今後の治水対策の進め方においては、「様々な降雨により想定される河川氾濫・浸水の危険性から、**人命を守ることを最優先**とする」という基本理念に基づき、今後20～30年程度での地先の危険度の低減と合わせて、想定外の降雨に対しても流域全体の被害を軽減するため、「**逃げる**」、「**凌ぐ**」、「**防ぐ**」施策を総合的・効果的に組み合わせて実施する。



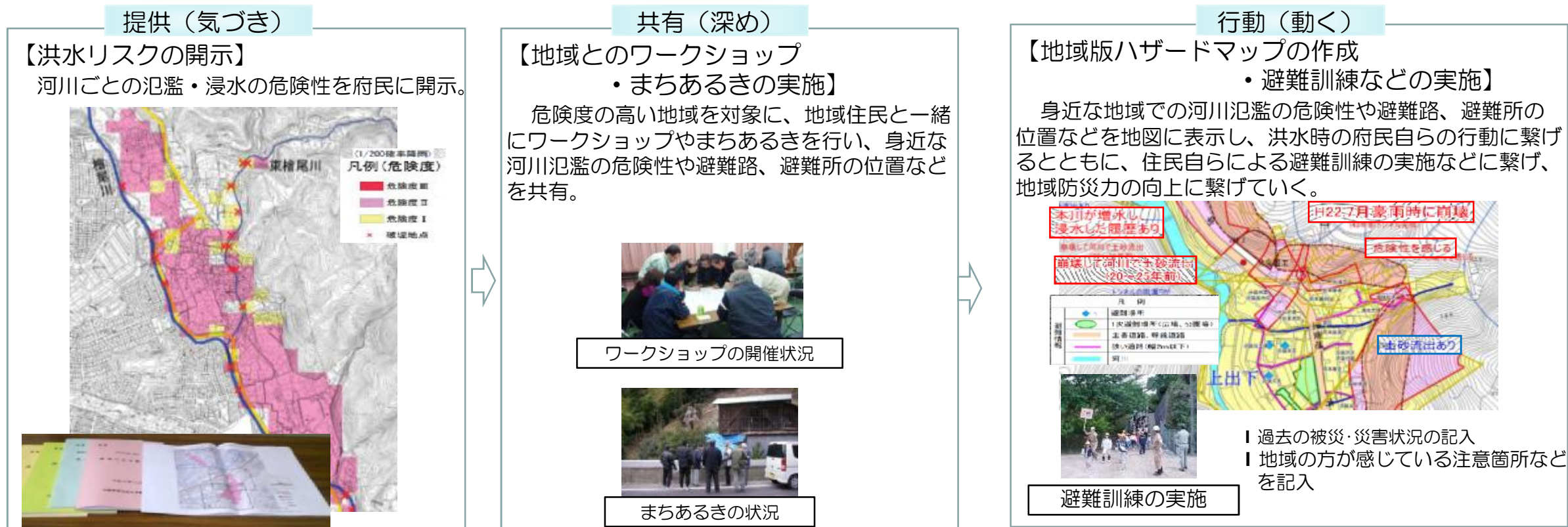
項目	取り組み	内容
逃げる	情報伝達・避難	洪水リスク表示図の公表 府民自らが行動できる体制
凌ぐ	流出抑制	各戸貯留の促進 ため池・調整池の活用
	耐水型都市づくり	土地利用誘導・規制など
防ぐ	治水施設の保全・整備	当面の治水目標の設定 治水手法の設定

「逃げる」施策の推進状況について

「逃げる」施策について

- n 「逃げる」施策については、河川氾濫や内水浸水が起こりそうな時に、府民が的確に避難行動を取れるよう、全ての流域で対策を行う。
 - ① 府民に現状の河川氾濫・浸水による危険性を知ってもらう。
 - ② 府民が的確に判断し行動するために必要な情報の提供・伝達。
 - ③ 府民自らが行動できる体制づくりと情報伝達や避難の訓練の実施。

～地域での地域版ハザードマップの作成等による“自助”の意識向上～



○洪水リスク、土砂災害リスクの取り組み状況

	提供（気づき）	共有（深め）	行動（動く）
	防災講演 リスク説明等	ワークショップ	地域版ハザードマップ作成 避難訓練等
平成24年度末実績	63地区	26地区	23地区

※25年度より、危険度Ⅱ、Ⅲの地区をリスク説明の「重点地区」として位置づけ、3年間で周知を実施 2

「防ぐ」施策の推進状況について

「防ぐ」施策について

- n 「防ぐ」施策については、下流からの河川改修を原則としつつ、流域の状況および地先の危険度評価に応じて、人命を守ることを最優先とした柔軟な整備（部分的改修）を実施していく。

○ 「今後の治水対策の進め方」に基づき整備計画の見直しを実施した河川

年度	審 議 河 川
平成22年度	安威川、榎尾川 (計2 河川)
平成23年度	芦田川水系②、寝屋川ブロック③⑩、大川水系①、石津川水系⑦、西除川ブロック⑥、天野川、前川、大津川水系⑥、佐野川水系③ (計54河川)
平成24年度	石川ブロック⑬、淀川左岸ブロック⑥、淀川右岸ブロック⑩ (計27河川)
	審議開始河川 (計83河川)

「凌ぐ」施策について

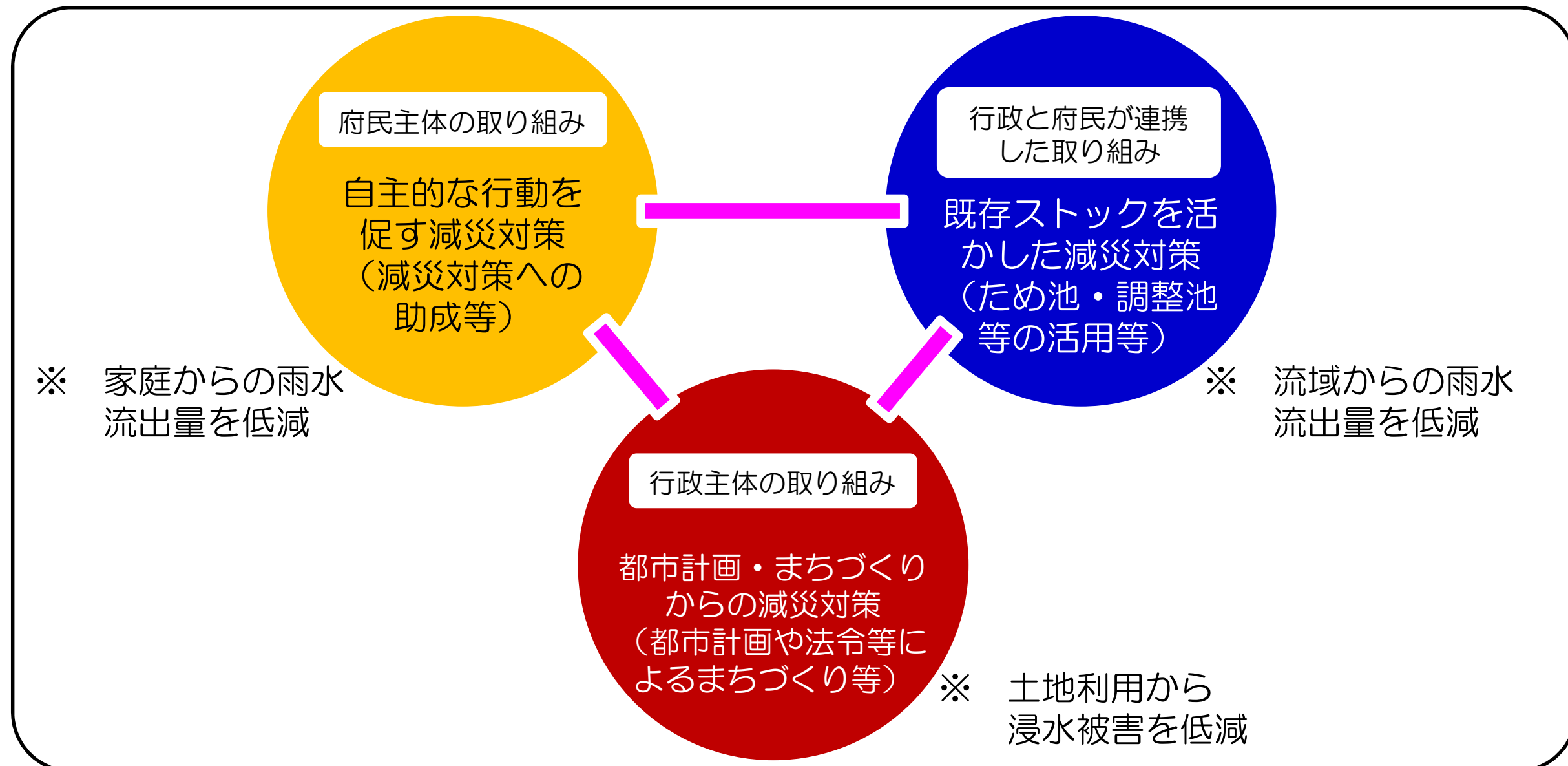
- n 「凌ぐ」施策については、多様な主体が連携して流出抑制・耐水型都市づくりによる減災対策に取り組む。

「流出抑制」

治水施設による対応には限界があることから、雨が降っても河川に流出する量を減らす取り組み。

「耐水型都市づくり」

河川氾濫や内水浸水が起こった場合にも被害が最小限となる街づくりに向けた取り組み。



流域全体での多様な主体による減災対策により浸水被害を低減

「凌ぐ」施策の展開状況について

「凌ぐ」施策の具体的な取り組み

項目	取り組み	内容	取り組み状況・課題	備考
浸水被害の防止・軽減に向けた取り組みに対する助成制度等を創設することにより自主的な減災対策を促進	雨水の各戸貯留の促進	家庭での雨水貯留施設の設置に係る経費への助成	(取り組み状況) ・ 先行事例等の整理 ・ 府内13市において助成制度を設置 (課題) ・ 各家庭での流出抑制の有効性に対する府民理解の醸成 ・ 市町村における制度創設 ・ 財源確保	雨水タンクの設置に対する助成制度を設けている市町村 大阪市・堺市・豊中市・池田市・吹田市・泉大津市・茨木市・寝屋川市・松原市・大東市・和泉市・摂津市・高石市(13市)
	家屋の耐水化・高床化(ピロティー化)、地盤の嵩上げ、住宅等の移転の促進	府民自らが家屋の耐水化や高床化(ピロティー化)、地盤の嵩上げ、住宅の移転等を実施する際に要する経費への助成	(取り組み状況) ・ 先行事例等の整理 (課題) ・ 洪水リスク情報踏まえた対策の必要性の府民理解の醸成 ・ 財源確保	東京都杉並区・中野区にて高床化工事助成制度を実施

「凌ぐ」施策の推進状況について

「凌ぐ」施策の具体的な取り組み

項目	取り組み	内 容	取り組み状況・課題	備 考
既存のため池や調整池等の雨水貯留浸透機能を有する施設を活用した減災対策	開発行為に伴う調整池等の設置及び管理に関する制度設計	開発行為に伴う調整池等の設置及び管理等の適法化 ・設置義務、管理義務、既存調整池の恒久化等	(取り組み状況) ・条例等の検討 ・市町村説明会の実施 (課題) ・恒久管理に対する市町村の理解 ・建設業界の理解	埼玉県・兵庫県において条例を制定
	ため池等農業用施設の治水活用	ため池（ダムを含む）等農業用施設を活用した洪水調節 ・ため池管理者に対する水位低下の協力要請 ・ため池の嵩上げ、余水吐の改良等による洪水調節容量の確保 等	(取り組み状況) ・農政室と連携し、寝屋川ブロックと神崎川ブロック、佐野川流域のため池において具体的に検討 (課題) ・治水計画、改修が必要なため池と農林の改修計画とが合致するため池が少ない。 ・当面の治水計画の外数となる“ため池”への整備手法と活用に対する市町村・農家等の理解	検討中のため池 ・室池（寝屋川ブロック） ・熊取大池（佐野川流域）
	公共施設での流出抑制施設の設置の促進	学校、公園等の公共施設における貯留施設整備の設置を促進	(取り組み状況) ・寝屋川流域では、約128万m ³ の貯留量を確保（H24末） (課題) ・公共施設管理者の理解、法的強制力	
	森林の保全	森林保全による保水機能の保全・再生	(取り組み状況) ・先行事例等の整理 (課題) ・定量評価手法 ・候補地の選定	

「凌ぐ」施策の推進状況について

「凌ぐ」施策の具体的な取り組み

項目	取り組み	取り組み状況・課題	関係法令	
都市計画法や建築基準法などの法令によるまちづくりや土地利用誘導による減災対策	誘導	都市計画区域マスタープランにおける土地利用誘導	(取り組み状況) • H23.3策定の都市計画区域マスタープランに記載済み	都市計画法
		市街化調整区域における地区計画ガイドラインにおける土地利用誘導	(取り組み状況) • H24.4策定の市街化調整区域における地区計画ガイドラインに記載済み	都市計画法
		地下空間の浸水対策	(取り組み状況) • 改正水防法において、地下街で避難確保計画・浸水防止計画の策定、自衛水防組織の設置を義務付け(課題) • 地下街以外の開発指導への位置付け	水防法
	周知	府市町村開発・建築行政窓口、市町村農業委員会(農地転用窓口)における洪水リスクの周知	(取り組み状況) • 府、市町村開発・建築行政担当課における周知を依頼。市町村担当者会議における周知(7回) • 啓発用チラシの設置 • 大阪府農業会議と市町村農業委員会における周知を依頼(H25.5)、大阪農業時報にて周知(課題) • 法的強制力	都市計画法 農地法
		不動産取引時における洪水リスクの周知(重要事項説明への記載等)	(取り組み状況) • 大阪府宅建協会、全日本不動産協会大阪府本部と協議 • 全日本不動産協会大阪府本部HPにて洪水リスク表示図を紹介(課題) • 法的強制力	宅地建物取引業法
	規制	災害危険区域の指定と建築構造の制限(建築基準法第39条の規定に基づく災害危険区域の指定と建築構造の制限)	(取り組み状況) • 建築指導室、総合計画課と勉強会を設置し、制度化に向けた検討を実施(課題) • 浸水想定に基づき災害危険区域を指定した実績が少ない、災害危険区域の指定の必要性	建築基準法

「凌ぐ」施策について

- n 河川整備審議会での審議における課題
「耐水型整備区間」の設定によって、当面の間、治水施設整備を実施しない区間を明確にする。
 - ※ 家屋の浸水が想定されない区間、防御対象家屋数が少数である区間
- ⇒ 当面の間、治水施設整備を実施しない区間で、洪水リスクを知らずに、何らかの対策も実施せずに、新たな宅地開発等が行われた場合に、人命への影響が懸念されるが、治水施設整備等の対応は困難。
- ⇒ 少なくとも、洪水リスクを知った上で、必要な対策の実施を前提として宅地開発等が行われるようにする必要があり、できれば、洪水リスクを知ったことから宅地開発等を回避するように誘導したい。

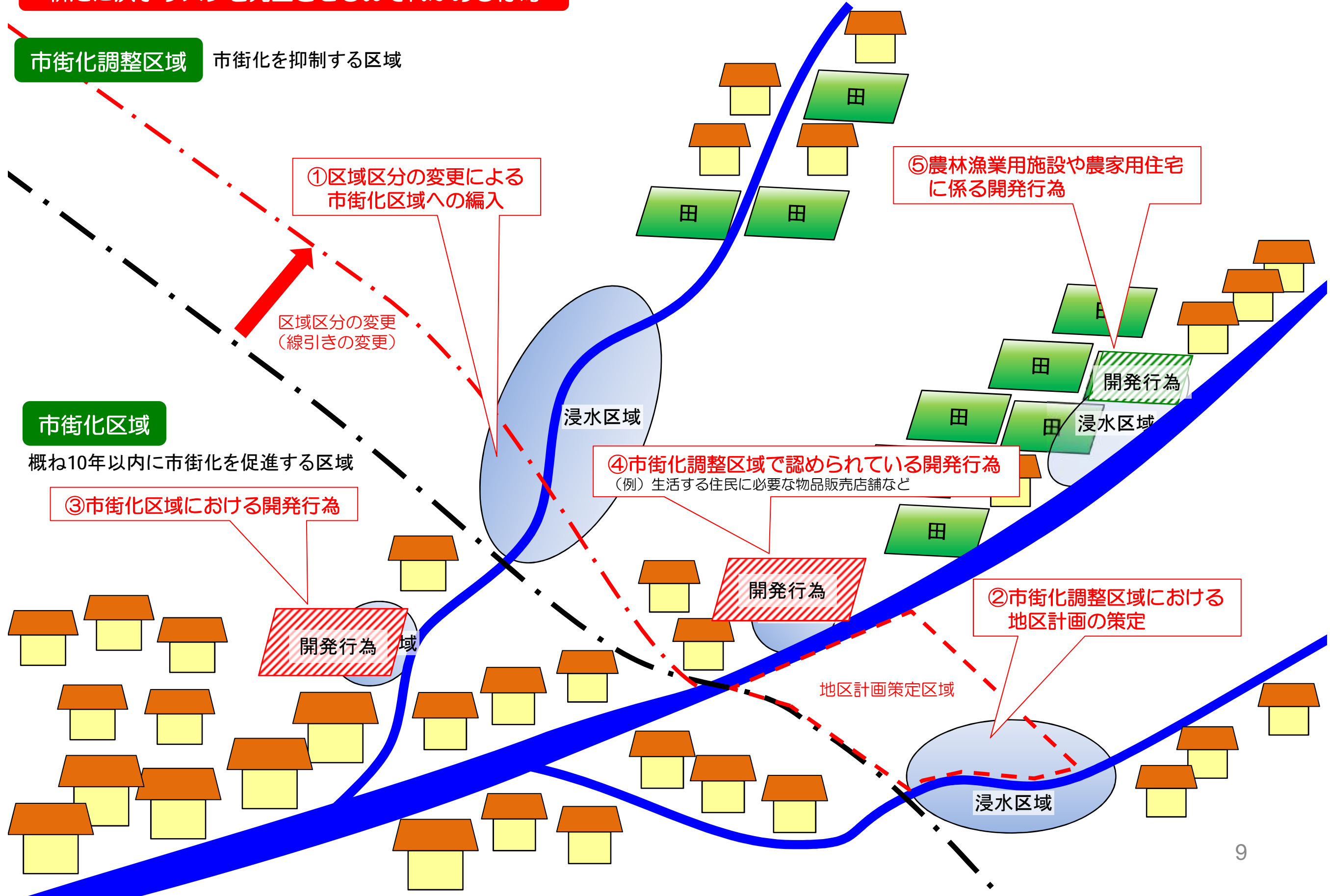
このことから、宅地開発等のあらゆるパターンに対し、まずは、洪水リスク周知を実施できる体制の構築が必要

新たな洪水リスクの発生に対する「凌ぐ」施策について

新たに洪水リスクを発生させるおそれがある行為

市街化調整区域 市街化を抑制する区域

市街化区域
概ね10年以内に市街化を促進する区域



新たな洪水リスクの発生に対する「凌ぐ」施策について

		市街化区域		市街化調整区域	
都市計画				マニュアルによる指導 区域区分の変更（都市計画法第18条） 大阪府都市計画区域マスタープランにおいて「溢水や湛水等の発生のおそれのある区域は、原則として、市街化区域へ含めないものとする。」と規定。	
				マニュアルによる指導	地区計画の策定（都市計画法第19条） 市街化調整区域における地区計画のガイドラインにおいて「溢水や湛水等の発生のおそれのある区域は、原則として、策定区域へ含めないこととする。」と規定。
開発許可	0.05ha未満の開発行為	0.05ha以上の開発行為	市街化調整区域で認められている開発行為	開発許可が不要の開発行為（農家住宅や農林漁業用施設）	地区計画に基づく開発行為
	市街化区域内の0.05ha未満の開発行為は開発許可不要であるため開発窓口に付けるリスク周知は困難。 「逃げる」施策によるリスク周知を実施。また、市街化区域における床上浸水以上の洪水リスクがある地点では、「防ぐ」施策にて対応。	リスク周知 開発許可事前協議（市町村） ↓ リスク周知 開発許可事前協議（府） ↓ 他法令許可等（府） ↓ 32条協議（公共施設管理者の同意） ↓ 29条申請（開発許可） ↓ 許可 ↓ 開発	リスク周知 開発許可事前協議（府） ↓ 他法令許可等（府） ↓ 開発許可事前協議（市町村） ↓ 32条協議（公共施設管理者の同意） ↓ 29条申請（開発許可） ↓ 許可 ↓ 開発	リスク周知 農地転用事前協議（市町村農業委員会） ↓ 開発許可事前協議（府） ↓ 開発許可不要（府） ↓ 農地法第5条申請（府又は市町村農業委員会） ↓ 許可 ↓ 開発	開発許可事前協議（市町村） ↓ 開発許可事前協議（府） ↓ 他法令許可等（府） ↓ 32条協議（公共施設管理者の同意） ↓ 29条申請（開発許可） ↓ 許可 ↓ 開発

流出抑制（開発調整池の恒久化）について

n 流出抑制施設（開発調整池）の現状

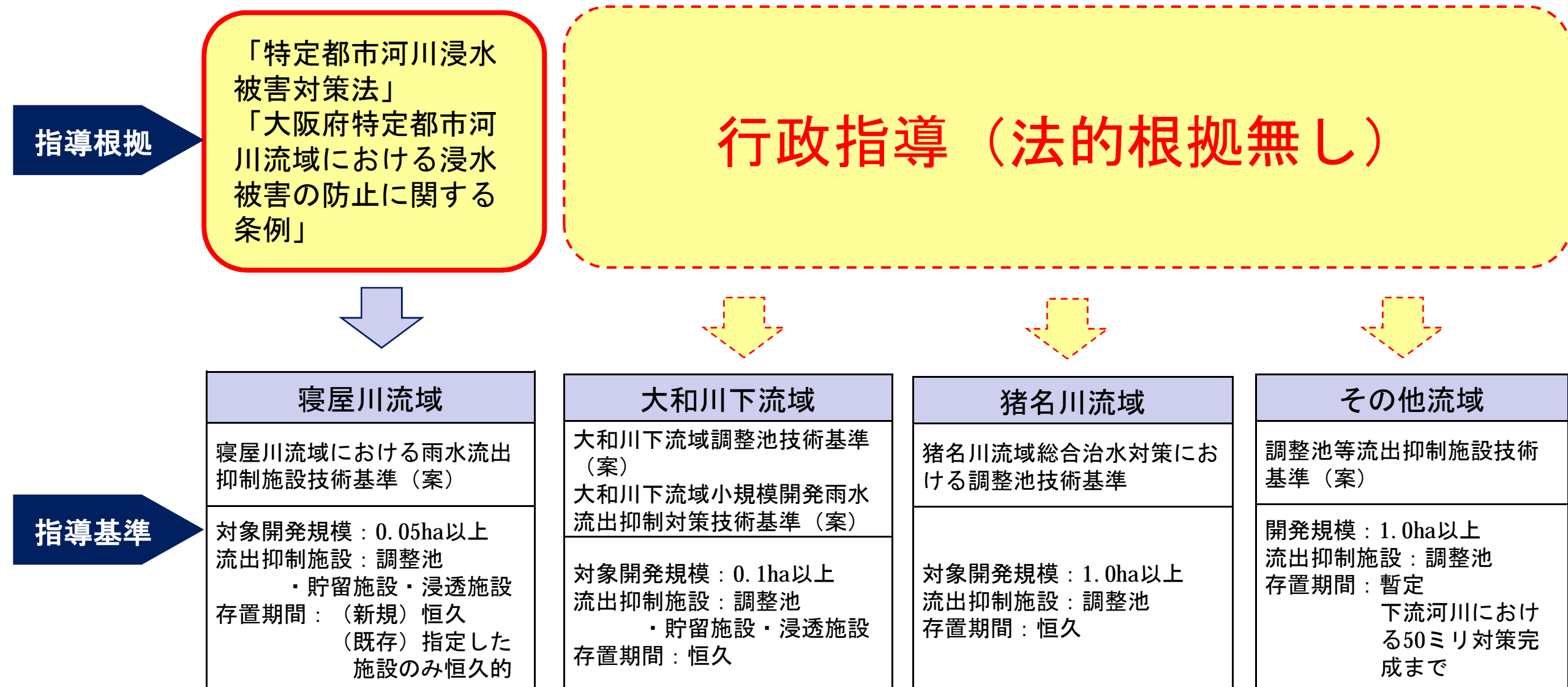
宅地開発等にあわせて設置された調整池（流出抑制施設）が、府内には **5,370箇所・478万 m^3** 存在する。

- 寝屋川流域における整備済の流域調節池57万 m^3 の約8.4倍
- 狭山池治水ダム of 洪水調節容量の約4.8倍
- インフラ資産として約8,400億円の価値（粗い試算）



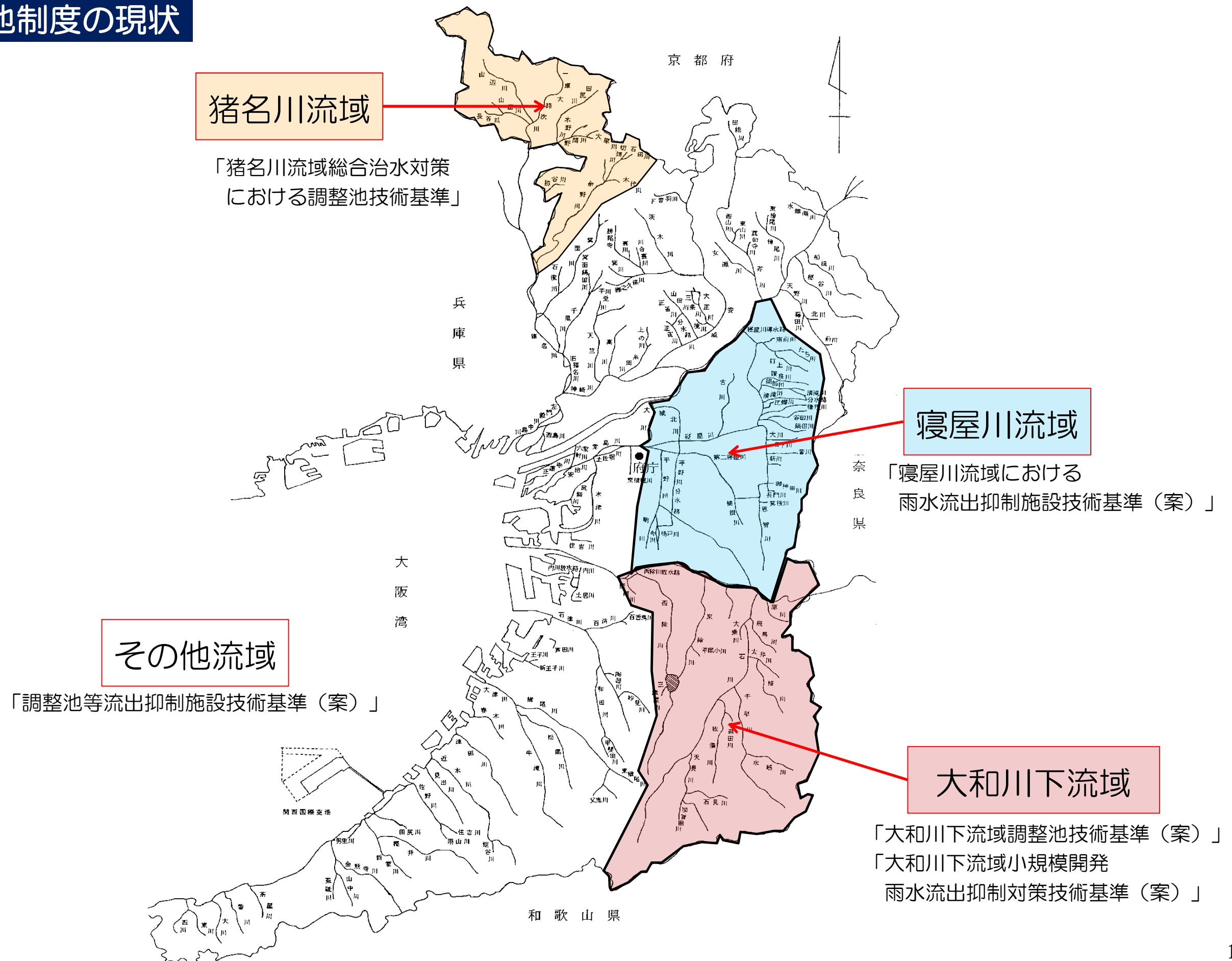
流出抑制施設の設置に関する制度の現状

- 府内では、寝屋川流域、大和川下流域、猪名川流域、その他流域の4つの流域に区分し、それぞれの流域特性に応じた技術的基準により流出抑制施設の設置を指導
- 寝屋川流域では、「特定都市河川浸水被害対策法」および「大阪府特定都市河川流域における浸水被害の防止に関する条例」に基づき流出抑制施設の設置を指導



調整池の恒久化等に関する制度について

調整池制度の現状



流出抑制施設に関する制度の課題

- u 寝屋川流域以外の流域においては、調整池等の設置及び恒久的な管理に対する法的根拠が無いため、調整池等の設置に関する指導に苦慮している。（行政指導の限界）
- u 調整池等を設置してもらえないケースが稀にある。（年1、2件）
- u 調整池等の設置に関しては、開発許可手続き時に指導しているが、都市計画法上の法定施設でないことから、開発完了時の検査や完了後の管理状況を把握することができない。
（調整池等が市町村に移管される場合のみ市町村の所管部局が検査を実施。）



現行の行政指導内容の実効性を担保する仕組みが必要
調整池等の検査・管理状況を把握するための仕組みが必要



民間が管理している調整池の現状

調整池の恒久化等に関する制度について

他の自治体における調整池（流出抑制施設）の設置に関する制度

兵庫県	<p>浸水被害の軽減を図るため、「河川・下水道対策」の限界を踏まえ、「流域対策」「減災対策」をあわせて行う「<u>兵庫県総合治水条例</u>」を平成24年4月に制定。</p> <p>(条例の主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 河川・下水道対策の推進 Ⅰ 調整池の設置及び保全 Ⅰ 土地等の雨水貯留浸透機能確保と維持 Ⅰ 貯水施設の雨水貯留容量の確保（利水ダムやため池の活用） Ⅰ 森林の整備及び保全 Ⅰ 浸水に関する情報の周知 Ⅰ 施設の耐水化（建築物の高床化、耐水機能の整備） Ⅰ 浸水被害からの生活再建（共済制度の活用） <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><調整池の設置及び保全の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> • 1ha以上の開発行為等における調整池の設置 • 調整池の適正管理 • 調整池の機能が失われたときや所有者変更時の管理者からの届出義務 • 管理状況の確認に関する知事の権限 • 罰則 <p style="text-align: right;">等</p> </div>
埼玉県	<p>浸水被害の発生、拡大を抑制するため「<u>埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例</u>」を平成18年10月に制定。</p> <p>(条例の主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 1ha以上の開発行為に対する雨水流出抑制施設の設置の義務 Ⅰ 1ha以上の開発行為などで湛水想定区域に盛土をする場合における雨水流出抑制施設の設置の義務 Ⅰ 雨水流出抑制施設完成後の機能維持の義務
滋賀県	<p>滋賀県流域治水検討委員会において「災害に強い地域づくりのための流域治水の重点施策の推進方策について（提言）」をとりまとめ。さらに、「<u>滋賀県流域治水の推進に関する条例</u>」を平成25年9月議会に上程予定。</p>

上記のほか、吹田市、横浜市、金沢市などでも条例により開発に伴う調整池の設置を義務付けている。

吹田市	<p>「吹田市開発事業の手續等に関する条例」 (第32条第4項) 事業者は、規則で定めるところにより、調整池その他の雨水の流出を抑制する施設を設置しなければならない。</p>
横浜市	<p>「横浜市開発事業の調整等に関する条例」 (第18条第2項第5号) 雨水調整池その他の洪水の発生を防止するために雨水の流出を抑制する施設(以下「雨水流出抑制施設」という。)を規則で定めるところにより設置すること。</p>
金沢市	<p>「金沢市総合治水対策の推進に関する条例」 (第14条) 本市の区域内において、その面積が1,000平方メートル以上の土地に係る開発事業を行おうとする者は、あらかじめ、当該開発事業の実施に係る雨水を排水するための計画を記載した書類を市長に提出するとともに、当該雨水排水計画について、市長と協議しなければならない。当該雨水排水計画の内容を変更しようとするときも、同様とする。</p>

平成25年9月2日(月)に配布した資料に誤りがありましたので、修正したものを掲載しております

資料番号	修正箇所	修正前	修正後
資料3-1	3ページ 審議河川数	寝屋川ブロック⑩ 西除川ブロック⑥ 大津川水系⑥ 淀川左岸ブロック⑥	寝屋川ブロック⑩ 西除川ブロック⑦ 大津川水系⑤ 淀川左岸ブロック④